

令和8年3月18日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者

竹	内	照	夫
幸	光	正	嗣
佐	藤		弘
川	口	正	徳
八	田	憲	児
改	田	勝	彦

修正案の提出について

議案第16号 令和8年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第 16 号 令和 8 年度における職員の給与の特例に関する条例の全部を修正する。

令和 8 年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における給料月額、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）第 3 条第 1 項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和 41 年条例第 39 号）第 3 条第 1 項及び大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による額からその 100 分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

給与の減額については、部次長級の一般職員を対象にするのではなく、特別職に限定すべきと考えるため。